

# 門徒会通信

## 第七号

発行責任者  
英旦  
白崎

本誓寺住職・代表役員吉田是行様が逝去されてから三ヶ月が過ぎましたが、未だに後継住職が決定しない状況が続いている。御門徒の皆様方におかれましては、大きな不安が募っていることと推測しております。本号においては、皆様方からの御質問に対する回答とともに事務所備え付け書類開示請求裁判後の閲覧結果について御報告申し上げます。

① 御住職がお亡くなりになつて三ヶ月を経過した時点においても本山には死亡届が提出されないといふ聞いておりますがそれは何故でしょうか。

〈答〉 御住職が二月九日に逝去了された後、吉田家における葬儀は執り行われ、市役所には死亡届は提出され、埋葬許可もおりております。本山への死亡届は、寺族代表である坊守吉田正子様、候補衆徒吉田明氏、副住職吉田信氏の三名が署名捺印の上、速

かに提出しなければなりません。

しかしながら、その書類を

副住職が所持したまま坊守様、

候補衆徒様の署名捺印を求めて

いため提出が遅滞している

と思われます。

② 未だに住職後継者が決まらないのは何故でしょうか。

〈答〉 本誓寺規則第十一條では、

「代表役員が死亡、その他の事

由によつて欠けた場合において

は、すみやかにその後任者を置

くこと、また、その後任者を選

ぶことができないときは、代表

役員代務者を置き、寺院住職代

務者の職にあてる」ということ

になつています。また、後継住

職同様、住職代務者は宗憲によつて教師資格を持つ僧侶について本山宗務総長が任命します。後継住職であれ、代務者であつても本山への申請には総代の同意が必要とされております。しかしながら、現在の本誓寺には総代は存在しておりません。従つて、後継住職あるいは代務者の申請を行つたためには、門徒総会を開催し、総代を選出すること

③ 総会の招集はどなたが行うのでしょうか。  
 〈答〉 仙台教務所長様のお話では、現在の本誓寺において総会を開催するためには寺族代表である坊守吉田正子様からの案内が必要になります。しかし、坊守正子様の居所は不明であり、その役割を担うことができない状況になつてゐるようですが、守正子様の次の総会の開催も難しいと言わざるを得ません。坊守正子様の次の招集権者は候補衆徒吉田明氏となります。

④ 総代が選任されない状況においては、本誓寺の住職様の選任はどのようになるのでしょうか。

〈答〉 宗教法人法第八十一條には、「一年以上にわたり代表役員およびその代務者を欠いての状況を規定していますが、その中に「一年以上にわたり代表役員およびその代務者を欠いていること」が該当する事由の一つとして記載されています。従つて、一年以上住職又は代務者が決まらない場合には、宗教法人本誓寺は解散を命じられる可能性があります。また、その際には、現状では清算人が選定できませんので、財産は国に帰属することになると思われます。

⑤ 現在の状況が続き、本誓寺の代表役員ならびに総代・責任役員が決定されない場合には、お寺は解散させられるのでしょうか。

〈答〉 宗教法人法第八十一條には、裁判所は宗教法人について解散を命ずることができる五つ

の状況を規定していますが、その中に「一年以上にわたり代表

役員およびその代務者を欠いて

いること」が該当する事由の一

つとして記載されています。

従つて、一年以上住職又は代務

者が決まらない場合には、宗教

法人本誓寺は解散を命じられる

可能性があります。また、その

際には、現状では清算人が選定

できませんので、財産は国に帰

属することになると思われます。

従つて、一年以上住職又は代務

者が決まらない場合には、